三　譲受人が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書

四　（略）

（法人の合併又は分割の認可の申請）

**第十五条**　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を経営していないときは、第四条第七項第九号又は第十号に掲げる書類

四・五　（略）

3　（略）

（相続人による事業継続の認可の申請）

**第十七条**　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　申請者が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第七項第三号及び第十一号イに掲げる書類

三　（略）

別表第二（第五条関係）

| 事業の種類 | 事業の態様 | 港湾 | 施設及び労働者 |
|---|---|---|---|
| 一　一般港湾運送事業 | イ　業務の範囲に条件が付されていない一般港湾運送事業 | (イ)　一種港 | |
| | | 京浜 | 四十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 名古屋 | 三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 大阪 | 三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 神戸 | 四十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 関門 | 三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | (ロ)　二種港 | 十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | (ハ)　三種港 | 当該港湾における推定による貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |

三　譲受人が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第六項第九号から第十一号までに掲げる書類及び譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第六条第二項第一号から第四号までのいずれにも該当しない者である旨の宣誓書

四　（略）

（法人の合併又は分割の認可の申請）

**第十五条**　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により港湾運送事業を承継する法人が現に港湾運送事業を経営していないときは、第四条第六項第九号又は第十号に掲げる書類

四・五　（略）

3　（略）

（相続人による事業継続の認可の申請）

**第十七条**　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　申請者が現に港湾運送事業を経営する者でないときは、第四条第六項第三号及び第十一号イに掲げる書類

三　（略）

別表第二（第五条関係）

| 事業の種類 | 事業の態様 | 港湾 | 施設及び労働者 |
|---|---|---|---|
| 一般港湾運送事業 | 業務の範囲に条件が付されていない一般港湾運送事業 | 一種港 | |
| | | 京浜 | 四十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 名古屋 | 三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 大阪 | 三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 神戸 | 四十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 関門 | 三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 二種港 | 十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |
| | | 三種港 | 当該港湾における推定による貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者 |